

○東洋大学任期制教員に関する規程

平成27年規程第43号・平成27年4月1日施行

改正

平成28年9月15日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成30年10月1日規程第139号
令和元年12月1日規程第156号
令和2年8月1日規程第82号
令和3年4月1日規程第131号
令和5年2月1日規程第11号

東洋大学任期制教員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。）の規定に基づき、学校法人東洋大学（以下「本法人」という。）に任期を定めて雇用する教員に關し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における教員とは、大学教員任期法の規定に基づき任期を定めて雇用する教員（以下「任期制教員」という。）をいう。

2 前項以外の目的により雇用する教員については、別に定める。

(対象職名、所属組織、任期、学内関連規程等)

第3条 任期制教員の対象職名、所属組織、任期、学内関連規程等は、別表のとおりとする。

(再任に関する事項)

第4条 任期制教員の再任に関する事項は、任期制教員の評価及び別表によるほか、その詳細は別表に示す当該任期制教員の規程等において定める。この場合において、再任とは、当該任期が満了し、同一職に引き続き任用されることをいう。

2 任期制教員として本法人に雇用されていた者を、別の職名の任期制教員として再雇用する場合については、再雇用となる当該任期制教員の規程等において定める。

(その他の事項)

第5条 任期制教員において、この規程に定めのない事項は、別表に示す当該任期制教員の規程等にて定める。

(規程の公表)

第6条 この規程は、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、常務理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日以前に任期制教員として雇用されている者についても適用する。

附 則（平成28年9月15日）

1 この規程は、平成28年9月15日から施行する。

2 平成28年9月14日以前に契約制日本語講師として雇用されている者についても、別表を適用する。

附 則（平成29年規程第5号）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日以前に助教として雇用されている者についても、別表を適用する。

附 則（平成30年規程第19号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表中の「東洋大学国際教育センターにおける文部科学省委託事業「留学生就職促進プログラム」を担う特別任用教員の任期に関する要項」にあっては、当該要項に定める日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規程第139号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月1日規程第156号）

この規程は、2019年12月1日から施行する。

附 則（令和2年8月1日規程第82号）

この規程は、2020年8月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規程第131号）

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2023年3月31日以前にライフデザイン学部の現場実習指導助手として採用する者については、別表中、「福祉社会デザイン学部」とあるのは「ライフデザイン学部」と、読み替える。

附 則（令和5年2月1日規程第11号）

この規程は、2023年2月1日から施行する。

別表（第3条、第4条及び第5条関係）

対象職名	所属組織	任期（上限）	再任に関する事項	学内関連規程等
年俸契約制教員	各学部 各研究科	1年	再任可能とする。ただし、4回までとする。	年俸契約雇用制度に関する要綱
大学院特別任用教員	各研究科	5年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学大学院特別任用教員の任用に関する要項（平成20年10月20日施行）
特別任用教員	各学部 各研究科	3年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学国際産学官連携業務を担う特別任用教員の任用に関する要項（平成24年3月28日施行）
	国際教育センター	5年	1回に限り再任可能とする。ただし、プロジェクトの採択期間を上限とする。	東洋大学国際教育センターにおける外部資金によるプロジェクトを担う特別任用教員の任用に関する要項（令和5年2月1日要項第12号）
	情報連携学術実業連携機構	5年	1回に限り再任可能とする。	情報連携学術実業連携機構特別任用教員の任用に関する要項（平成30年要項第18号）
契約制外国語講師	各学部 国際教育センター	4年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学契約制外国語講師の任用に関する要項（平成14年4月1日施行）
契約制日本語講師	国際教育センター	4年	1回に限り再任可能とする。 この場合において、平成28年9月14日以前に雇用された者については、任期（上限）は5年とし、1回に限り任期（上限）3年で再任可能とする。	東洋大学契約制日本語講師の任用に関する要項（平成25年3月29日制定）
助教	各学科又は各専攻	1年	再任可能とする。ただし、4回までとする。この場合において、平成27年3月31	東洋大学助教に関する要項（平成19年要綱第46号）

			日以前に採択された教育プログラムによる助教は、3回まで再任可能とする。	
助教（実習担当）	各学科	2年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学助教（実習担当）に関する要項（平成20年10月20日施行）
実習指導助手	各学部	2年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学福祉社会デザイン学部関係実習指導助手の任用に関する要項（平成17年4月1日施行） 東洋大学食環境科学部関係実習指導助手の任用に関する要項（平成25年4月1日施行） 東洋大学健康スポーツ科学部関係実習指導助手の任用に関する要項（令和3年4月1日要項第129号）
非常勤講師	各学部 各研究科	1年以内	再任可能とする。ただし、9回までとする。 この場合において、平成25年4月1日以前に雇用された者については、必要な期間、再任可能とする。	東洋大学非常勤講師に関する規程（昭和56年4月1日施行）
客員教授	各学部 各研究科	1年	再任可能とする。必要な期間。	東洋大学客員教授規程（平成7年10月1日施行） 東洋大学客員教授規程施行細則（平成8年1月1日施行）
特別教員	情報連携学部及び情報連携学研究科	5年	1回に限り再任可能とする。	情報連携学部及び情報連携学研究科特別教員に関する要項（平成27年要項第294号）
	国際観光学部	5年	1回に限り再任可能とする。	国際観光学部特別教員の任用に関する要項（平成30年10月1日要項第138号）
	総合情報学部	5年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学総合情報学部特別教員の任用に関する要項（令和元年12月1日要項第155号）
	健康スポーツ科学部	5年	1回に限り再任可能とする。	東洋大学健康スポーツ科学部特別教員の任用に関する要項（令和2年8月1日要項第81号）